

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成27年10月6日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 全国学力学習状況調査の公表について

議案第3号 準要保護児童・生徒の認定について

7. 協議事項

協議第1号 学校給食共同調理場建替事業アドバイザー業務委託の契約方法について

8. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

9. その他

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 川嶋 之絵

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長 田代 成司

教育部参事 藤咲 克己

生涯学習課長 鈴木 栄一郎

教育部参事 小松 正信

書記 風間 信也

書記 品川 太郎

午後 2 時 0 8 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 7 年第 1 0 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人を指名します。小林委員、高城委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回の会議録承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、先に進みます。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員からございましたらお願いします。

○小林委員 1 0 月 3 日、土曜日の午後、オーストラリアとの青少年国際交流に派遣された生徒達の報告会がありました。例年どおり、英語をもっと勉強したい、また行きたい、いろいろないい体験がどの子もありまして、やはりこの国際交流の行事のすばらしさを感じました。交流がさらに続いてほしいと思いました。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

○教育長報告

○石亀委員長 ないようでしたら、米山教育長から報告をお願いします。

○米山教育長 それでは、前回の教育委員会議以降の報告をさせていただきます。

9 月いっぱいほとんど議会であったということで、議会の概略は最後にお話をさせていただきます。

1 3 日、日曜日、複合センターで通学合宿が行われまして、開所式に参加をまいりました。女の子の参加がすごく多くて、男の子が少ないというのが大変目立っておりました。また、青少年相談員、地域の方々が集まっていたいて、事故等なく子ども達が複合センターから学校へ通って無事に終了しております。

15日、文教民生常任委員会が開催をされております。この中で補正予算が可決をされております。補正予算の主な内容は、学校給食共同調理場の移設・建替がメインになっております。

25日、青少年国際交流さよならパーティー、七中の体育館で開催をされております。七中の保護者の方に大変お世話になりまして、オーストラリアの子ども達も大変楽しく、オーストラリアのダンス等を披露してくれております。

総合計画の会議が何回か入っております。総合計画の内容については、これから10月末に総合教育会議がありますので、その中で教育委員会と市長が一緒になって決める教育の大綱をつくりましますけれども、その大綱と総合計画が整合性があるようにということで、今後、策定をしていきたいというように思っています。

3日、小林委員から報告があったとおり、青少年国際交流報告会、高城委員と一緒に参加をしております。

4日、梨マラソン大会と第一小学校、池の上小学校、南山小学校区の子どもの通学合宿を白井駅前で行っております。

本日6日、午前中に高齢者の運動会で運動公園に行ってきました。大変多くの方に参加をいただきまして行われております。

それから今議会初日に川嶋教育委員の選任が可決をされたということが1つ。それと、学校給食共同調理場の移設・建替の補正予算が可決をされております。今後、遅れることのないように少しスピードを上げて建替えに向けて事業を推進していきたいというように思っております。

それから、質問の中で、影山議員から、今回、市で購入するURの土地について、よくない土地なので、この土地を売ると5,000万円のキャッシュバックがあるというような発言がありました。URに確認をしましたところ、5,000万円をつけるような悪い土地でもないし、土地としてはきちっとした土地であると回答をいただいております。勘違いをされているのかもしれないけれども、今回、市で買う土地だけでなくUR全ての土地については、宅地建物業法で許可を受けている不動産業者が間に入って仲介した場合については、民間では3%プラス6万円なんですけど、公団としてもそれを払わないわけにはいかないので、3%はお支払いをするということです。それも、不動産の許可を持った業者に対してで、個人が5,000万円をもらえるとかという話は全くないという話をしておりました。今後、議員の立場で、価値の低い土地であるということ、また、5,000万円というお金が出てくるかのような発言があったので、URとしては大変困った問題だということで話をしておりました。

それから、柴田議員、永瀬議員から補正予算の修正案が提出されました。移設・建替の予算を全てカットする、ゼロにする修正案が提出されております。この質疑等の内容については、また議事録ができましたら議事録を皆さんのほうに配付をしますので、読んでいただきたいというように思っております。ただ、柴田議員の発言の中で、教育委員会が情報を操作して事実を伝えていないという言い方の説明が何カ所かありましたので、議事録を見た上で、どの点とどの点について情報操作をしたかのように柴田議員が言っ

ているのか、その辺については事務局として調査をしていきたいというように思っております。

修正案に対して、ほかの議員から質疑があったんですけども、柴田議員の答えと内容についても、それが事実なのか、可能性があるのか、また、委員の皆さんに調査した結果を報告させてもらいたいと思っております。

今回提案されました9月議会の議案は、全て可決をされております。本日、それに伴う幾つかの議案と協議が教育委員会定例会のほうに提案をされておりますので、議会の内容を含めて、その中でご理解をいただきたいというように思います。

私のほうからは以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

それでは、小林委員からの報告、そして、ただいま教育長からの報告について、質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、報告については以上で終わります。

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

議案第3号及び報告第1号の「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、この2点については非公開とします。

○議案第1号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第1号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」。

提案理由ですが、本案は、PFI方式により学校給食共同調理場の建替及び15年間の調理等の委託業者を選定するための委員会を設置するにあたり、庶務担当課を定めるため、規則の一部を改正するものでございます。

それでは、裏面をご覧ください。白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則。これは、平成27年第3回議会において、白井市附属機関条例の一部を改正する条例が制定され、白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会が設置されたことにより、白井市教育委員会附属機関規則の一部を次のように改正するものでございます。

新旧対照表が右側にありますので、そちらをご覧ください。別表第3条関係です。附属機関に白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会を加えます。庶務担当機関に教育部学校教育課を加えます。

元に戻りまして、左側のページになります。附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものになります。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 今後の考え方なんですけれども、学校教育課には1級建築士がいないので、1級建築士が必要となる場合などがあると思います。今、組織の見直しというのが行われておりますので、もし担当課が変わったり、1級建築士が必要な場合については変更があるかもしれませんが、現状では、学校教育課が担当課ということで進めていきたいと思っています。また、変更等があったら教育委員会議のほうに議案として提出させていただきます。

○石亀委員長 新たに設けられる機関ということで、学校教育課の役割が1つ増えるということですね。

○田代教育部長 学校教育課で庶務担当をこれからやっていく予定でございます。

○小林委員 確認のために、そのメンバーの構成について教えてください。

○田代教育部長 選定委員会のメンバーの構成は、学識を有する者、公共的団体等の代表者、教育機関の職員、市民、市の職員の7人以内となっております。こちらで想定しているのは、学識経験者として管理衛生上の専門家、建築の専門家、PFIの専門家の3名、公共的団体の代表者としてPTA関係から1名、教育機関の職員として学校長から1名、市民として市民公募で1名、市の職員ということで1名、現在、合計7名で想定しているところでございます。

○石亀委員長 委員会としては、何回ぐらいの割合で開催される予定ですか。

○田代教育部長 本年度は1回、来年度については3回から4回程度を予定しているところでございます。

○小林委員 もう一度、確認のために。この構成メンバーで市民参加条例を大体網羅しているということではないんですか。

○田代教育部長 学識経験者については専門家でございます。PTA関係と学校の校長については、実際の受益者となる意見を取り入れたいということ。市民ということで、一般的な市民感覚で意見をいただくということで、市民公募を入れてございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ほかに。それでは、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、議案第1号についてお諮りします。

原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 原案のとおり決定します。

○議案第2号 全国学力学習状況調査の公表について

○石亀委員長 議案第2号「全国学力学習状況調査の公表について」説明をお願いします。

○田代教育部長 前回お配りしてあった資料につきましては、カラーでないために見づらかったと思いますので、本日、机の上にカラー版を置かせていただいています。そちらを見ていただきたいと思います。

議案第2号「全国学力学習状況調査の公表について」。

本案は、文部科学省が実施した平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について、10月20日前後に教育センター室のホームページにて公表する内容について提案するものでございます。

資料をご覧ください。1ページをご覧ください。これにつきましては、4月22日に全国学力・学習状況調査が実施されました。小学校6年と中学校3年生の全児童生徒でございます。調査の目的につきましては、学校における児童生徒の教育活動の充実や学習状況の改善を図るための調査でございます。

2番としまして、白井市における調査の実施状況です。調査期日は27年4月22日水曜日です。

3番の調査内容につきましては、国語のAとB、算数A、Bと分かれています。本年度新たに理科が加わりました。あと、学習状況についての質問用紙が70項目以上にわたってあります。それらについて実施されました。

この結果につきましては、8月の終わりぐらいに学校に配付されております。

それでは、中をご覧くださいと思います。まず、小学校の国語でございます。これは国語の観点別といたしまして、国語には話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項といった観点で評価をしております。その観点ごとの到達度の全国と白井市の平均との比較でございます。それが一番上に載っております。

なお、国語Bの右側につきましては、書くこと、読むことだけですので、棒グラフにしております。全国の正答率を下回っているのは国語Bだけです。ほかは全て上回っております。

中段にいまして、観点別に、子どもたちが頑張っているところと課題の部分について、考察を各指導主事等の意見を聞きながら記載しています。

最後に、一番下になります。授業改善のポイントということで、この考察からこのように授業を改善していきましょうということで、白井市の考え方を示しております。

それでは、時間の関係上、一番下の授業改善のポイントのみ読んでいきます。

それでは、小学校国語でございます。どのような情報を誰に伝えたいかなど書く目的や意図を明確

にさせるよう指導していく。話を聞き取った内容について、自分の考えとの共通点や相違点の分類、関連した事項の整理などをして、自分の考えをまとめることができるよう指導していく。文の骨格である主語と述語を例文の中から区別して取り出す活動を取り入れる。目的や意図に応じて、学校図書室を計画的に活用していきましょうと、改善ポイントにしています。

次に、中学校の国語でございます。これにつきましては、改善のポイントとして、スピーチを行う際に資料や機器を有効的に活用し、聞き手にわかりやすく伝える場を多く設定する。キーワードを抜き出したり、キーワード同士の関係を整理したりして、文章の内容や筆者の意見を読み取ることができるよう指導する。資料相互の関連性を整理したり、それらの資料と自分の考えとのつながり確認できるよう指導する。学校図書館やインターネットなどを利用し、主体的に情報を探していく活動を授業に取り入れる。

続きまして、小学校算数でございます。単体量あたりの大きさを求めるとき、図から式へ正しく結びつけることに課題があるので、図をもとに演算を決定したり、立式の根拠を説明したりできるようにする。記述式の設問については、しっかりと見通しを立て、解決したことを振り返り確認できるようにする。答えを求めるだけでなく、式の意味を考えたり、式が何をあらわしているかを考える場面をつくる。変化の様子や規則性を自分で発見できるようにしていく。

続きまして、中学校の数学でございます。関係を図に示したり、具体的な数や言葉を使った式を利用したりして関係を捉え、文字式にあらわす活動を取り入れる。漠然と説明や証明をするのではなく、条件や方針のもとに説明や証明を行うようにする。グラフを具体的な事象に即して解釈できるようにする。式の意味を考えたり、他の生徒の説明や証明のよさを見つける活動を取り入れていく。

次に、新しく入った理科でございます。改善のポイントです。器具の操作の意味を捉え、適切な扱い方を理解できるよう指導する。物作りを計画段階で、図や言葉を使って設計図を作成することを通し、性質や働きを明らかにする。観察・実験の結果をもとに事実と解釈の両方を示し、判断の根拠や理由を説明できるようにする。日頃から、身の回りで見られる自然や日常生活の事物・現象について、既習した内容を適用して考えられるようにする。月の観察において、方位を掲示するなど日頃から方位を感覚的に捉えさせておき、月の動きを時間の経過と関係づけ考えさせるために、丁寧な観察記録と記録をもとに話し合う場面を設定する。

中学校理科です。学習した知識・技能を活用し、自然の事物・現象や科学技術などについて、考えたり説明したりする学習場面を単元全体の課題または単元の終わりに設定する。観察・実験の結果を予想や仮説と比較したり、理科で学習した知識・技能と関連づけたりする視点を示す。提示する自然の事物・現象同士や、自然の事物・現象と学習して得た知識との間に違いがあるようにして、問題を見いだせる。変化することと、その原因として考えられる要因に着目して自然事物を捉えさせ、予想や仮説を設定し、検証する実験を計画できるようにする。「仮説と実験の結果が一致しているかどうか」という視点を示し、検討して改善する場面を設定する。

続きまして、次のページでございます。これは先ほどの質問用紙によって学習状況についての集計をしたものの一部でございます。これについて、簡潔に説明します。

学校生活についてということで、小中ともに、学校に行くのは楽しいと感じているか、学校の決まりを守っているかということについての結果でございます。白井市の子どもは、学校を楽しみに登校し、学校の決まりを守って生活している子どもが多い。小学校より中学校のほうが、学校の決まりを守っている子どもが多いという結果になっています。

次のページでございます。家庭学習についてです。どれくらい家庭学習するかということ、宿題をしているかということでございます。それについての統計でございます。2時間以上勉強している中学生の生徒は、全国平均より高いです。それに比べて、1時間以上勉強している小学生の児童は、全国平均よりも低いという結果となっております。宿題をしている小中学校の児童生徒は、全国平均よりも高くなっています。

次のページでございます。意欲や自己肯定感についてです。難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか、自分には、よいところがあると思いますかということについての結果でございます。白井市の子どもは、何事にも挑戦していこうという意欲が高いです。中学校より小学校のほうが、自己肯定感の高い子どもが多くなっています。

次に、読書についてです。学校の授業以外に、1日当たりどれくらい読書をしますかという質問と、昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするため、学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますかという調査でございます。

なお、このデータについて、1番の学校の授業以外に普段1日どれくらい読書していますか、2時間以上、1時間以上2時間未満、30分以上1時間未満と3つの項目しかないのに、6つの枠で切れているんですけど、抜けてしまいました。その次が10分以上30分未満、10分未満、それと全くなし、それで6つになります。左側のほうが2時間以上というように多くなります。

白井市は全国に比べて、読書する時間が多いという結果になります。中学校より小学生のほうが、図書室や図書館を利用する子どもが多いという結果になっています。

最後に人間関係です。人の気持ちがわかる人間になりたいと思いますかと、いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますかという問いでございます。人の気持ちがわかる人間になりたい、いじめはどんな理由があってもいけないと思っている児童生徒は、全国平均と同じように割合が非常に高く出ています。

各学校においても、この学校の結果を学校だよりとか保護者会とか、そういったもので口頭なり文章なりにして10月末をめどに公表していく予定ですが、学力状況調査の学校平均点については、学校間の序列化や過度の競争が生じる恐れがあるため、公表はいたしません。

なお、市と同じように学校によっては、教科ごとのフローチャートを作成して、公表していく予定の学校もあります。また、後半に出ました学習状況調査については、実際にパーセンテージが入って

おりませんので、これについては必要に応じてパーセンテージを入れて公表していく予定の学校もございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 各個人が戻ってきたものは点数だけなのか、例えば、あなたはここの部分がよくできたけど、この部分はよくできていないよとかいう、個人に対する今後の指導方針なり、この一番下に書いてあるようなものは書いてくれるのか。それとも口頭で伝えるのか。

○田代教育部長 点数は出ますけど、文科省からもらった観点別に考察は入りません。文科省はプリントアウトするだけですので、個人的に指導していくということになります。特に中学生については弱い部分がはっきりしますので、受験とかに向けて教科担任が指導していきます。

○米山教育長 個々の点数が戻ってきて、点数だけで一喜一憂しないで、その出た結果から、自分これから何を勉強しなきゃいけないのかを本人に伝えるとともに、教科また学級担任が、この子についてはこういうところに指導の着目点を置くとかということを学校のほうに伝えておいてもらいたいというように思います。点数ではなくて、今後、何をどのように勉強したらいいのかというのを目標に進めていってもらいたいと思います。

それから、学習状況調査の公表の学校もあるというんだけど、ない学校もあると思っていいんですか。それとも全学校がやるのかどうか、それを教えてください。

○田代教育部長 全部の学校が公表するように、教育委員会では話をしています。ただ、公表の仕方によって、方法の違いがあるということです。公表することが前提です。

○小林委員 そうすると、大まかにまとめると、一生懸命、学習する意欲はあって、知的なところは伸びてきているけれども、応用的なことはまだだと。それから、理系的な方面はちょっとまだ弱いというような、そういう感じで、これは去年と比べるとどうなんですか。

○田代教育部長 昨年度と比べてすごく変わったとか、この辺が伸びたという、著しくというのはそんなに見受けられません。昨年度と比べて、部分的に伸びている部分はあるんですけども、ただ、どうしても表現にする部分についてはなかなか、まだまだ伸びていないという事実はございます。

○小林委員 はい、わかりました。

○高城委員 本年度から理科が入ってきたということですので、ずっとこれから理科は入ってくるんですか。

○田代教育部長 来年度と再来年度の大まかな予定が文科省から既に出ておりまして、それによりまして、来年度は、理科はございません。来年度は、さらに5月か6月に抽出で、別な調査が入ります。再来年度についても理科という記述がありませんので、今年だけのような感じになります。

○高城委員 英語は、中学生ではそういう学力テスト系、学習状況調査みたいなものはありますか。

○田代教育部長 英語につきましては、中学校のほうで、県のほうで11月に調査が入りますので、

今準備しているところであります。

○石亀委員長 英語について、英語検定を受けるというような話はありませんでしたか。

○田代教育部長 そうでございます。英検の会社がつくっているものでございます。

○米山教育長 11月に全部やるということでしょう。

○田代教育部長 はい、全中学校でございます。

○高城委員 3年生ですか。

○田代教育部長 全学年です。

○石亀委員長 英検の4級とか3級とか、そういった何級の試験というのではなくて、この試験のための問題を、英語検定をやっている会社がつくるということですか。

○田代教育部長 例えば、5級なら5級の問題を出して解かせるというものです。

○米山教育長 県のほうで、何年生なら英検の何年生レベルまで取得できるようにということで、各市町村教育委員会に連絡がありました。その設定については、中学校1年生だったら英検の3級とかというようなレベルの問題設定をしたもので、全生徒が受けるというようになります。

さっき高城委員から質問があったんですけど、全国学力テストも、毎年、来年は理科がない、抽出になるということは、白井市のどこの学校が当たるかもわからないということになると、こういう調査物というのは継続的にやってもらわないと、時系列に追いかけていって見て、例えば子どもも学校も頑張った結果、これだけ上がったよとか、下がったよとかいう結果が全然見られないので、できれば抽出ではなくて毎年やってもらいたいと思います。

また、英語検定の全生徒のは、要綱等はきていると思うんですけど、具体的な内容がきたら、また委員のほうに配付をさせていただきます。

○石亀委員長 国が自分の国の子ども達の状況をつかむためにということでやっているということで、それを区市町村がどれだけ逆に利用して、自分達のために役立てられるかということを考えていくところなんですね。

ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、この公表については例年どおりでよろしいでしょうか。

○田代教育部長 例年どおり10月20日前後に公表いたします。もしそれまでに何かご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○石亀委員長 わかりました。

ほかに皆様からなければ、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第2号についてお諮りします。

このとおりに決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

○協議第1号 学校給食共同調理場建替事業アドバイザー業務委託の
契約方法について

○石亀委員長 それでは、協議事項です。

協議第1号「学校給食共同調理場建替事業アドバイザー業務委託の契約方法について」説明をお願いいたします。

○田代教育部長 協議第1号に入る前に、お手元にアドバイザー委託方法についての資料を配付しています。よろしいでしょうか。

協議第1号「学校給食共同調理場建替事業アドバイザー業務委託の契約方法について」。

提案理由としましては、本案は、学校給食共同調理場建替事業アドバイザー業務委託について、当初はプロポーザル方式による入札を予定しておりましたが、入札参加者の実績及び実施能力を確保した上、より競争性が発揮される一般競争入札で実施したいので、協議をお願いするものでございます。

それでは、先に、今日お配りしました資料について説明をいたします。

今回の案としましては、一般競争入札にするということです。議会等でもこれについてはプロポーザル方式にすると言っていました、その後、変更したいので協議をお願いしたいと思います。

一般競争入札とは何かということです。一般競争入札とは、公告（広く知らせる）によって、参加の申し込みがあった者による競争入札です。一般競争入札には、全く条件を付さない一般競争入札、事業所の所在地を一定区域に制限する地域要件や同種契約の実績等を参加条件とする条件付き一般競争入札がありますが、一般的には条件付き一般競争入札で実施することが多いです。条件をつけて入札して、一番安い業者が落札するということになります。

公募型プロポーザルということについて説明をさせていただきます。

一般競争入札の方法によらず、任意に特定の会社を選んで契約する随意契約の一種で、地方公共団体等が事業者を選定する入札方法の1つでございます。民間事業者は定められた要件に対して締め切り日までに提案書を提出して、地方公共団体等がその提案書を審査し、内容及び価格の総合評価により受託者を決定します。提案内容を重視して選定を行うことが可能ですが、一方で、費用削減の効果は一般競争入札と比べて低くなる傾向にあります。

参考までに、一般的な公募型プロポーザルの進め方としまして、まず、地方公共団体等は、事前に業務の場所や目的、期間を提示し、受託希望者を募集します。民間事業者は、その事業に対してアイデアや方針、方法、その方法を選択するメリットを提案いたします。地方公共団体等は、提案書を審査するとともに提案内容についてヒアリングを行い、提案書並びにヒアリングの結果をもとに業者を選定いたします。いわゆる一般競争入札と違って、価格だけで選ぶのではなく、こちらの条件に従ってさまざまなものを提案していただいて、提案内容も価格とともに審査項目に入れて決定をするものです。です

から、一番安い会社が選ばれるとは限りません。

次に、学校給食共同調理場建替事業アドバイザー業務委託を一般競争入札で実施する理由でございます。PFI方式で行う事業の場合、要求水準書の作成、いわゆる要求水準書というのは、このような建物にしてくれとか、このような事業をしてくれという細かい書類でございます。PFI事業者の選定、施設の設計、建設のモニタリング、運営会社の経営安定のための金融機関との直接協定など、事業が多岐にわたるとともに、法律や建築、金融など高い専門知識が必要であり、事業実施の実績と能力を有するコンサル等に業務支援を委託する必要があります。学校教育課では、当初公募型プロポーザルにて、事業者の実績と能力及び市が定めた学校給食共同調理場建替事業基本計画を反映した事業提案を審査し、契約相手を決定する予定でしたが、近年の労務単価の上昇により、事業費の高どまりの懸念が生じました。そこで、実績及び能力については、入札の参加資格要件で、PFI事業アドバイザー業務の実績などを条件に付するとともに、当該契約書の仕様書で建替事業基本計画を反映させることを定め、実績と能力及び基本計画の確実な反映を確保するとともに、価格の競争性が発揮される条件付き一般競争入札で委託業者を選定し、実績と能力を有する事業者とより安価に契約するためです。これにつきましては、常任委員会の中で予算が余りにも高すぎるといようなご意見をいただいたためです。

そのほかに、副市長や各部長からなる入札審査会というのがございます。そこからも指摘を受けております。これが理由でございます。

もとに戻っていただきまして、協議1号の裏に、学校給食長共同調理建替事業アドバイザー業務委託について書いてあります。

アドバイザー業務委託とは、PFI事業を円滑に実施するため、市の業務を支援する委託のことでございます。PFI事業は、設計・建設と15年間の調理や配膳などの業務を一括で契約することから法律や建築、金融などについて専門知識が必要です。しかしながら、市でこれらの専門知識を有する職員を短期間のみ採用することができないことから、PFI事業に精通したコンサルに、市側の視点から事業者募集の手続きや要求水準書（仕様書相当）の作成、事業者選定と契約、設計や建設工事のモニタリング業務などを支援してもらい、適正な事業展開を図るものです。

業務内容については、PFIの事業者選定をするための業務です。27年度、28年度があります。27年度は約1,200万円、28年度は2,300万円でございます。そのための資料として、PFI事業者の公募資料の作成、PFI事業者の審査の支援、事業契約締結支援、これらのものをお願いします。

次に、直接協定支援業務です。29年度に約590万円です。これは金融機関との直接協定をするものでございます。

次に、設計・建設モニタリングです。これについては、29年度は約500万円、30年度は、実際に建てているときですので1,100万円程度の予算でございます。

以上が、アドバイザー業務の大まかな内容でございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいま説明いただきました内容について、質問等がありましたらお願いします。
ここで20分まで休憩をします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○石亀委員長 時間になりましたので、再開いたします。

○米山教育長 条件付き一般競争入札でアドバイザー事業者を決定したいという協議なので、その可否を決めてもらいます。PFI事業者が決まるまで、誰が何を審査してどうやっていくか、それと日程、これはいつまでに何をやるのかというのを次回の教育委員会議に出してください。さっきの附属機関条例、規則の関係もあったので、誰が審査をして決めるのか。例の審査会というのは、PFI事業者を決める審査会で、今回のアドバイザー契約の事業者を決めるのは教育委員会と市なのか、誰がそれを決めていくのかというのを書いて、その事業期間がいつからいつまでで、おおよその予算額が幾らかというのを一覧表で出してもらおう。現時点で給食センターができ上がるまでのどの段階のものを審議しているかというのがわかりやすくなると思うので、最終的に決定するのは市であるけれども、その間の段階で誰の意見を聞いて、どのような形で決めていくのかも含めて一覧表で、次回の教育委員会議に出していただけますか。できれば、会議の前に議案と一緒に事前に各委員のほうに送付をしておいてください。

○石亀委員長 お願いします。ひと目見ればトータルでわかるという。最終的に何年の何月ごろに給食センターが完成するのかわかるというところから逆算していただくと、今はどこら辺という、何を決めているのかがよくわかると思います。

○田代教育部長 日程はあらかじめ出ているんですけども、もうちょっと詳しくつけ足してお示しします。

○石亀委員長 これだけでもすごく大変な事業をやっているという実感はありますが、一つ一つを話し合っていると、今、自分がどこにいるのかというのがわかりにくくなってしまいますので、よろしくをお願いします。

○米山教育長 そのベースのペーパーを1枚、皆さん持っていていただいて、期間の変更とかいう場合があったらどんどん差し替えをして追加をしていきますので、変化があった段階でまた皆さんのほうに、新しいもので修正をかけたものを渡していきますので、それで見たいいただきたいというように思います。

本日は、当初はプロポーザル方式で進む予定だったんですけども、先ほど部長から説明があったとおり、常任委員会のほうで、他市町村から見て金額が高すぎると。これはあくまでも見積もりをとった予算ですので、最終的な契約額ではないので、若干高いのは仕方がないんですけど、ただ、そういう指摘があったこと。それと、入札審査会という市の審査会の中で、今回は条件付き一般競

争入札で進めてほしいという依頼があったので、教育委員会としては、議会と市長部局のほうからそういう要請があったことを受けて、条件付き一般競争入札で進めたい。ただ、条件付きの条件については、給食を実際に食べる子ども達に不利益がないように、また、中で働く人たちの労働環境がよくなるようにということを含めた形の条件付き一般競争入札ということにしていきたいということで思っています。全体的なものは、先ほど言ったとおり、ペーパーで皆さんのほうに配付をさせてもらいます。

○石亀委員長 期待しています。よろしくをお願いします。

今の教育長のお話でも、なぜ一般競争入札になったのかといういきさつみたいなものも少し見えてきたかなと思うので、なぜそうなったのかというのが見えないまま結論がきて、それについて話を進めているという感じがするんですけども、きょうはこれを協議するということなんですが、そういった経緯で一般競争入札になったということで、今後、全体が見える形で皆さんで協議をしていくということですが、今日の段階では、どこまで結論を出せばよいのですか。

○米山教育長 条件付き一般競争入札で進めてよいということであれば、それで進めたいというように思っています。

○石亀委員長 皆さん、いかがでしょうか。一般競争入札で実施する理由ということをお話を伺って、それでいいかどうかという、ほかにもっと何かいい話があるんじゃないかと、疑問点など、何でもいいと思いますので聞いていただいて。今日の話で納得されるようであれば、一般競争入札でいきますという方針を認めるということになります。いかがですか。

○小林委員 それでいいと思います。議会、委員会のほうからもそういう希望があったということなので、条件をきちんとつけてもらって、できるだけ安く抑えるような方法で私はいいと思います。

○石亀委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、協議第1号についてお諮りしたいと思います。

原案のとおり一般競争入札でということですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、協議第1号、原案のとおりということで決定します。

非公開案件 ○議案第3号 準要保護児童・生徒の認定について

非公開案件 ○報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他、何かありましたらお願いします。

○鈴木生涯学習課長 生涯学習課でございます。お手元のほうにペーパーを2枚ほど配付させていただ

いております。1つは、10月4日に行われました白井梨マラソン大会の参加の状況ということでございます。最終的には、完走者につきましては、親子ペアを含めまして3,075名となっております。

それから、カラー刷りのものですが、10月12日月曜日、体育の日、スポーツフェスタのチラシでございます。ご都合がつくようございましたら、当日参加できる種目が多数用意してございますので、ご参加をいただければと思います。

なお、このチラシにつきましては、10月8日に新聞折り込みとなるものでございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

○米山教育長 梨マラソン、救急車で運ばれた人はいたの？

○鈴木生涯学習課長 救急車搬送、2名おりました。聖仁会病院に2名搬送されまして、症状としては、当日暑かったものですから、脱水症状でございます。

○米山教育長 その2人の結果はどうだったの。

○鈴木生涯学習課長 現在のところ、退院をしております。

○石亀委員長 脱水症状、熱中症ということですか。

○小松教育部参事 同じく10月の4日なんですけれども、米村でんじろうのサイエンスショーということで自主事業を開催いたしました。1時半と4時の2回講演だったんですけども、両方で1,250名の参加ということで盛況をいただきました。

○田代教育部長 前回の宿題で出ました食育と栄養士の関係でございます。お手元に資料がいらっしゃいます。簡潔に説明いたします。

まず、栄養士が授業ができるかということについて法的なことから説明します。学校教育法について、教諭は児童の教育をつかさどるとあります。子どもの教育をするのは教諭とか、それに基づいた方々でございます。ただ、栄養教諭については、児童の指導をつかさどることができます。栄養士と栄養教諭は違いますので、その辺はご理解ください。

あと、教職員免許法についてです。第2条で、教育職員とは主幹とか指導教諭、教諭、助教諭等が教育職員です。第3条で「教育職員は、この法律により授与する各担当の免許状を有する者でなければならない」と定められておりますので、児童生徒に対して指導できるのは教員免許状を持った教員だけです。

あと、学校栄養職務内容についてということで、昭和61年3月13日に、文部省の体育局長の通知で「望ましい食生活に関し、専門的立場から担任教諭等を補佐して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を行うこと」とあります。これが栄養職員の職務内容になっています。

以上のことから、栄養士が児童生徒へ単独で指導すること、いわゆる授業をすることはできません。栄養士が児童生徒へ指導する際には、学校の先生の指導計画のもと一緒に指導することになります。これが法的な立場からです。

続きまして、学習指導要領の中に食育指導があります。学習指導要領は、教科のほかに全体を取りまとめて総則というものがございます。その体育、保健に関する指導の中に、食育について記載があります。

あと、特別活動の目標の中で、学級活動の中で食育の観点を踏まえた学校給食に望ましい食習慣の形成というのがあります。波線を引いてありますけども、指導にあたっては内容によって栄養教諭が学校栄養職員などの協力を得ることが必要であるとあります。食育指導は、学校の教育活動全体、教科、道徳、特別活動等を通じて計画的に実施するものです。その際、内容によって栄養士などの協力を得ます。

以上、2つのことから、学校の食育指導は、学校の先生が児童生徒の実態や地域、家庭の実態を考慮し、学校の教育活動全体の中で指導計画を立て、指導していく。その際、必要に応じて栄養士を活用して指導の充実を図っていくこととなります。

あともう1枚、栄養教諭と学校栄養職員(栄養士)の職務内容についての資料があります。食に関する指導については、栄養教諭は、個別の指導ができるんですけども、学校栄養職員については、担任を補佐して児童生徒に対して集団または個人の指導を行うというとなっております。栄養士そのものが栄養指導を担うというよりも、栄養士の協力を得て学級担任もしくは学校の先生が行うのが栄養指導になります。

○石亀委員長 ほかに何かありますでしょうか。

○藤咲教育部参事 定例会議のほうを終了した後で、若干、事務連絡をさせてもらいたいと思います。

○石亀委員長 それでは、以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お疲れさまでした。

午後4時18分 閉会